

八王子市放課後子ども教室実施要綱

平成 20 年 4 月 1 日施行

改正 平成 21 年 4 月 1 日

平成 24 年 4 月 1 日

1 目的

市内小学校区において、放課後や土・日曜日及び夏休み等に小学校の施設を活用し、地域の人材やボランティアの参画を得て放課後に子どもたちの安全で安心な居場所を提供するため、「放課後子ども教室」を実施する。この中で学び・体験・遊び・交流等を行うため、学校・家庭・地域が地域の実情に応じて協働し、次代を担う子どもの力を育成するためのしくみづくりに資することを目的とする。

2 対象

この事業は、原則として事業を実施する小学校へ通学し、なおかつ放課後子ども教室に登録した児童とする。

3 実施地区

原則として、各小学校区を単位に本事業の目的を達成するため、下記 4 の事業内容を実施することができる団体（以下「実施団体」という。）を組織した地区において実施する。

4 事業内容

本事業は次により実施するものとする。

- (1) 実施にあたっては、子どもたちの安全管理のため、安全管理員を配置する。
なお、安全管理員の配置基準については別途定める。また、原則として八王子市（以下「市」という。）が配置するが、実施団体が配置できる場合はこの限りではない。安全管理員は原則として以下の役割を担うものとする。
 - 鍵の開閉、及び施設、物品の管理に関すること。
 - 参加児童の受付と教室終了後の集団下校の働きかけに関すること。
 - 原状復帰の指導や、実施場所以外に立入らないようにさせること。
 - 参加児童の見守り、声掛け等の安全管理及び保護者、病院への連絡等事故処理に関すること。
 - 不審者が侵入した場合の警察等への通報と周囲への注意喚起及び児童の避難誘導
 - 日報作成、参加者数の集計に関すること。
- (2) 本事業の総合的な調整役を担うコーディネーターを小学校区ごとに 1 名配置できる。コーディネーターは、本事業と学童保育との一体的あるいは連携した運営について調整を図ることのほか、実施校区と市その他の関係機関等との総合的な調整を行う。
- (3) 学ぶ意欲がある子どもたちを支援するため、地域の実情に応じて、地域において学習アドバイザーを配置できる。
- (4) 本事業は、年間を通して放課後や土・日曜日及び夏休み等に継続的に実施することとするが、地域の実情や活動内容等を踏まえて各実施団体が教育委員会と調整のうえ実施日数等を決めることができる。

- (5) 実施時間は、原則として、放課後から夕やけチャイム（夏季午後 5 時、冬季午後 4 時）までとする。ただし、土・日曜日及び夏休み等は、原則として午前 9 時から夕やけチャイムまでとする。
- (6) 本事業は、放課後等の学校の校庭、体育館、教室等を自由な遊び場、あるいは学習の場として開放し、地域の大人の参画(ボランティアを含む。)を得て、地域の人材を活かした多様な講座・教室等を企画、実施することにより、地域ぐるみで子どもを育む環境づくりに資するものとする。

5 登 録

- (1) 放課後子ども教室に参加を希望する児童は、所定の申込書（第 1 号様式）により実施団体へ登録をするものとする。
- (2) 登録内容に変更があったときは、速やかに変更届（第 2 号様式）により実施団体へ届け出るものとする。

6 事業の委託

本事業のうち、コーディネーターと安全管理員（実施団体に配置した場合を除く。）に関わる部分を除いた事業の実施を各地区の実施団体に以下の条件を踏まえて委託する。

- (1) 事業の実施に必要と認められる経費のうち、次のものについて、別に定める基準により算出した金額を「委託料」とする。
 - 学習アドバイザーへの謝金
 - 安全管理員への謝金（実施団体に配置した場合に限る。）
 - その他通信運搬費、保険料、消耗品費等
- (2) 実施団体は以下の役割を担うものとする。
 - 学習アドバイザーの選定及び配置に関する事。
 - 安全管理員との連絡調整に関する事。
 - 講座・教室等の企画、立案、実施に関する事。
 - ア．企画等に当たっては、子どもの意見を反映できる体制を整えること。
 - イ．政治、宗教、営利等を目的とした活動は一切行ってはならない。
 - 学校及び教育委員会との連絡調整に関する事。
 - 参加児童の登録、保険加入、請求事務に関する事。
 - 会計管理に関する事。
 - その他事業の実施に必要と認められる事項

7 研 修

本事業の円滑実施を図る観点から、実施団体は、市等が実施する安全管理員、学習アドバイザー等を対象とした研修へ積極的な参加に努めなければならない。

(附則)

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式

平成 年度 八王子市放課後子ども教室登録書

平成 年 月 日

殿

住所
 申込者 氏名
 (保護者) 電話

八王子市放課後子ども教室への参加を希望しますので、次のとおり登録します。

児 童 名	ふりがな	生年月日	平成 年 月 日
学年・クラス	年 組		
学童保育所入所	有(保育所名) ・ 無		
保 護 者 の 緊 急 連 絡 先	勤務先等の名称		
	電話番号	(自宅・携帯・勤務先)	
		(自宅・携帯・勤務先)	
同校に在学中 の兄弟姉妹	氏 名	氏 名	
	年 組	年 組	
傷 害 ・ 賠 償 保 険	加入希望 有 ・ 無		
	無の場合、該当する番号に をつけてください。		
	1 独自に別の保険に入っており、特に必要ありません。 2 ケガをした場合は、健康保険等を利用します。		
備 考			

登録内容に変更があった場合は、放課後子ども教室参加登録事項変更届(第2号様式)を、実施団体に速やかに提出してください。

第2号様式

平成 年度 八王子市放課後子ども教室登録事項変更届

平成 年 月 日

殿

住所
申込者 氏名
(保護者) 電話

下記のとおり、登録事項に変更がありましたので届け出ます。

記

登録児童名 _____

変更事項	変更前	変更後